

令和7年度 鳥取県最低賃金専門部会

公益委員見解

第1 公益委員の結論

公益委員見解として、現行最低賃金額957円から73円の引上げを行い、鳥取県最低賃金額を1,030円とすることを提示する。

第2 審議の概要

(1) 諮問の内容

令和7年7月14日、「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、令和7年度鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局長最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。」として、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に対して調査審議の求めがあった。

(2) 中央最低賃金審議会が示した目安額

中央最低賃金審議会は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、令和7年8月4日、令和7年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解が取りまとめられた。最低賃金法第9条第2項の3要素である「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」について、各種資料や数値等を基に総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であるとしている。

各ランクの目安額について、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率はA・BランクよりCランクが高くなっていること、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率は、Cランク・Bランク・Aランクの順に高くなっていること、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等から、CランクをA・Bランクより相対的

に高くすることが考えられるとして、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的にはAランク63円（5.6%）・Bランク63円（6.3%）・Cランク64円（6.7%）とする目安額を提示している。

なお、中央最低賃金審議会の答申によれば、「令和7年度地域別最低賃金改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」・「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」等としている。

《令和7年度地域別最低賃金改定の引上げ額の目安》

ランク	都道府県	金額
A	埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪	63円
B	北海道・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡	63円
C	青森・岩手・秋田・山形・鳥取・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	64円

（3）鳥取県最低賃金専門部会における審議経過

令和7年度鳥取県最低賃金額の金額審議は、中央最低賃金審議会から示された目安答申（8月4日）、最低賃金法第9条第2項に規定された「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」の3要素等を踏まえ、また、各種資料や数値・最低賃金に係る書面による意見聴取結果・参考人からの意見聴取・事業場視察で得た知見等を材料に、地域の実情を反映すべく、公労使3者構成の原則を踏まえ、計7回（7月31日、8月1日・4日・5日・6日・7日・8日）にわたり十分に審議を尽くしたところである。

第3 労働者側委員の主張

（1）最低賃金に対する考え方

最低賃金は、労働の対価として支払われる賃金のセーフティネットであるべきであり、現在の最低賃金額957円ではセーフティネットとしての水準にほど遠いといわざるを得ない。

最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきである。セーフティネットの水準は根拠的にも連合が示すりビングウェイジと考え、鳥取県で働くすべての人が保障されるべきである。

（2）目安額に対する受け止め方

中央最低賃金審議会における公労使3者の真摯な議論により示された目安を尊重した審議がなされるべきだと考えるが、目安審議において「セーフティネットとしてのあるべき水準」に

についての議論がなされていないことは非常に残念である。

今回はじめてCランクの目安額がA・Bランクを上回ったことについては評価をしている。しかし、目安額の根拠が明確でないことや目安額の提示が例年以上に遅れたことは、発効日を含め各地方審議会の審議に大きな影響を及ぼす結果となっており、改善を強く要望する。

そもそも目安額は「あるべき水準」に対して示すべきであり、3要素（「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」）による議論よりも優先すべきである。

(3) 金額提示について

ア 「労働者の生計費」については、鳥取市において、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年の6月までの消費者物価指数が「総合」で対前年比3.39%上昇している。

また、「1か月に1回程度購入」する品目については、前年同期の平均1.1%から平均6.7%と大幅に高くなっていることも考慮すべきである。

イ 「賃金」については、現在の鳥取県最低賃金(957円)の水準では、月額換算150,823円(可処分所得の月額換算121,714円)であり、生活保護費(生活保護の自動計算サイトで試算:鳥取市104,430円・倉吉市104,080円・米子市104,080円・境港市104,080円)の水準に近い状況となっている。

また、連合リビングウェイジ2024(最低限必要な賃金水準)では、鳥取県は時間単価1,120円(月額換算176,512円)であり、この水準を必達水準とすべきである。

さらに、連合鳥取の集計による本年度の春闘賃上げ率は4.62%と2年続けて高い水準であり、連合集計による有期・短時間契約等労働者の時給賃上げ率(概算)は5.81%であることを考慮すると、大幅な最低賃金の引上げが必要である。

ウ 「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の支払能力ではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力であるとの前提のもと、求人における募集賃金が「通常の事業の賃金支払能力」を示す指標の一つであり、その水準はパートタイム労働者の1求人当たりの募集賃金下限額においては1,049円、平均額では1,095円となっていることから、「通常の事業の賃金支払能力」は一定程度、確保されているといえる。

以上の主張を基礎として審議を重ね、最終的に現行の最低賃金額957円から130円引上げの1,087円が提示された。

第4 使用者側委員の主張

(1) 最低賃金に対する考え方

賃金は労働者が仕事をした対価として受け取るものであり、労働対価とは仕事の出来栄(生産性)の「差」を賃金に反映させることである。このため、賃金と生産性には当然に整合性があり、最低賃金においても例外なく適用されるべきである。

最低賃金法の趣旨・目的を十分考慮することに異論はないものの、現実問題として生産性を超えた最低賃金となるような事態は持続的な経済の発展を阻むものであり容認できない。

(2) 目安額に対する受け止め方

中央最低賃金審議会の目安額は、公労使による真摯な協議の結果であり尊重すべきと認識している。特に、今年度の最低賃金引上げの必要性を審議する中で、公益見解として「最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用するすべての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる」と明記した点については評価できる。

しかしながら、労使の主張に隔たりがあり合意点を探る状況であったとしても、参考とする指標が次々に追加され、柔軟性があるというより一貫性が無く議論が迷走しているかの様な印象すら感じる。

加えて、ここ数年目安額が過去最高を更新する状況が続いているうえ、CランクがA・Bランクに上乘せした金額となったことは、経済上の余力が少ない中小企業・小規模事業者が多い地域の実情を軽視しているといわざるを得ない。

(3) 金額提示について

ア 「労働者の生計費」については、人事院勧告でも利用されている「標準生計費」を参考とするのが一般的で、最新の公表データ（令和6年4月）では一人世帯の場合月額119,110円となっており、現在の鳥取県最低賃金（957円×7時間×20日）で計算した月給133,980円を下回っていることから、既にこの要素は充足されているといえる（参考：令和6年度の鳥取市の一人世帯の生活保護費は103,460円）。

イ 「賃金」については、あくまで労働の対価であり仕事の出来栄（生産性）の「差」を賃金に反映させた結果として形成されるものである。当然、企業の成長は仕事に対する労働者のモチベーションと密接に関係があるため、成果と賃金のバランス（整合性）は労使が納得できる水準であることが重要である。一方で、賃金は労働者が仕事をした対価として受取るお金であり、出来栄（生産性）を問わず仕事をしたことへの対価たる賃金（最低賃金以上のもの）は支払わなくてはならない。

ウ 「通常の事業の賃金支払能力」については、すべての業種を網羅的且つ公平・公正に評価できる明確な指標となるものは存在しないが、2024年の鳥取県内の経済状況を振り返ると、企業倒産件数は38件で8年ぶりに30件超となり、休廃業・解散した企業は過去5年で最も多い329件となったことは、物価高騰に加え人件費総額の上昇とそれらの「価格転嫁の難しさ」が原因となっている可能性を否定できない。加えて、一般論としてパート従業員など非正規社員を多数雇用する事業者は、通常の賃金の支払能力が脆弱な企業が多く、逆に余力のある事業者は最低賃金近傍で雇用される従業員が少ないことを見過ごすことはできない。県内で必死に経済を支える事業者にもセーフティネットがあるとした場合、最低賃金の上昇は「通常の事業の賃金支払能力」が弱い事業者ほどダメージが大きくなる現実を十分考慮する必要がある。

エ 賃金見直しの目的は、「物価上昇に伴う実質的賃金の目減り部分の補填」と「安定した経営を前提とした、安定した雇用の確保」の2点である。

オ 春闘は当事者である労使が双方の実情を踏まえた協議を重ね形成されるものであり、合意の結果（2025春闘賃上げ率4.62%）は両者の実態を反映したものと理解している。

また、労働の対価である賃金は、すべての労働者に対し生産性を重視のうえバランスよく配分する必要がある、根拠なく特定の階層を偏重することはできない。

以上の主張を基礎として審議を重ね、最終的に現行の最低賃金額957円から45円引き上げの1,002円が提示された。

第5 公益委員の見解

公益委員としては、労働者側・使用者側のどちらに偏ることなく、中立かつ公平・公正な立場から労使双方を尊重しつつ、金額の一致を目指し、労働者側・使用者側との3者による7回にわたる審議を重ねてきたところではあるが、残念ながら、労使双方の求める金額の隔たりを解消するに至ることができなかった。

(1) 公益委員の姿勢

先述したように、公益委員としては、労働者側・使用者側のどちらに偏ることなく、中立かつ公平・公正な立場から労使双方を尊重することを最も大切にしている。

また、最低賃金法第1条の規定する「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」という法の目的に適うことを常に念頭に置き、かつ、同法第9条第2項の規定する「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」という「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の支払い能力」の法定の3要素を基準として審議しなければならないことを忘れてはならないのであり、それ以外の指標をもって基準としてはならない。

加えて、鳥取県最低賃金専門部会（以下、本専門部会という）において、公益委員は、常に、労働者側・使用者側の意見に耳を傾けなければならないのは当然のことながら、労働者側・使用者側の委員は、事実と根拠に基づいた数字をもって鳥取県における地域別最低賃金のあるべき額を提示する。つまり、公益委員は、独自の見解を展開することによって金額決定をするのではなく、労働者側・使用者側の委員の示した事実と根拠に基づいて提示した金額が適当であるか、不当であるかの判断をすべきであり、それ以上の判断も、それ以下の判断もするものではない。

そのため、この公益委員見解で示される金額は、労働者側・使用者側の委員それぞれが根拠ある主張を行った結果、議論が膠着したために、それぞれの主張の当不当を判断したうえで、やむを得ず提案するものである。

本年度も残念ながら、労使双方の求める金額の隔たりを解消するに至ることができなかったため、公益委員としては、鳥取県の現状及び労使双方が主張した意見を踏まえ、公益委員が妥当と考える本年度の鳥取県最低賃金額の改定金額を提示する。

(2) 結審日の決定について

本専門部会は、ここ数年、少なくとも令和に入ってから8月上旬の結審を常としている。本年度は中央最低賃金審議会における目安額の決定が例年より遅れており、本専門部会においても結審を遅れさせるべきであるかどうか非常に不透明な状況に置かれたことは非常に残念である。

① 目安の性格について

ア 目安自体についての公益委員としての考え方については後述するが、そもそも目安の性格についてここでは述べたい。というのも、目安自体に何らかの拘束力があるのであれば、目安がないことには審議ができないということとなるが、もし拘束力がないのであれば、目安があろうがなかろうが審議に影響はないこととなる。

イ そこで、最低賃金額決定の根拠法たる最低賃金法を紐解くと、目安という文言に一切の言及はない。また、その下位命令である最低賃金法施行規則においても、目安という文言に一切の言及はない。加えて、本専門部会の根拠規定でもある最低賃金審議会令においても、目安という文言に一切の言及はない。つまり、目安については法令上規定されていないのである。このことは目安に法令上の根拠がないということの意味しており、それと同時に、目安に法的拘束力が一切ないことを意味している。

ウ 目安に法的拘束力がないことは先述した通りであるが、それでは、事実上の拘束力は有するのであろうか。この点、法令上の根拠を有しない目安が事実上の拘束力を有することには大いに疑問が残る。しかしながら、多年にわたり、全国47の都道府県の地方最低賃金審議会及び都道府県最低賃金専門部会においては、毎年、この目安を参酌して審議を進め、地域別最低賃金を決定している以上、これを無視することはできない。

エ 以上のことから、法的拘束力も事実上の拘束力も有しない目安に拘束される必要はないのであって、本専門部会は自由に審議を進めることができるものと解する。とはいえ、目安は無視できる存在であるともいい難いことから、目安ありきの審議をすることは避けつつも、中央最低賃金審議会の決定した目安には敬意を表し、尊重はすべきであろう。ゆえに、目安伝達が遅れていたとしても審議自体は十分に進めることができるのであり、目安がないことが審議を進められないということの理由にはならないのである。

② 最も重視する事項について

最低賃金並びに地方最低賃金審議会及び都道府県最低賃金専門部会は、法令上の根拠を有する存在である。そのため、本専門部会も法令上の根拠であるということをお大切にしたいと考える。つまり、原則通り、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」（最低賃金法第1条）を常に念頭に置きつつ、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮」（同法第9条第2項）することが最も重視する事項であって、目安ではない。そのため、目安がなかったとしても十分に審議を進めることは可能であると考えている。

③ 8月上旬結審の根拠

ア 先述したように、本専門部会においては、ここ数年、8月上旬の結審を常としている。令和6年度は8月9日、令和5年度も8月9日、令和4年度も8月9日、令和3年度も8月9日である。そのため、本年度も8月9日を念頭に置いたが、土曜日であることから8月8日を第1候補日とした。

イ また、先述したように、目安が遅れていても、法定の3要素に基づき、十分な審議を進めることができることから、目安伝達が遅れている本年度においても、例年通り、8月上旬に

結審することが可能と判断した。

ウ 加えて、審議日程が遅れることによる他者からの影響があることが懸念される。近年、地域別最低賃金の審議に対して、政治的な影響や行政上の影響を与えようとする向きがあることを本専門部会は憂慮している。また、他の都道府県が先に決めた金額によって、心理的な影響を与えられることも否定できない。そのため、本専門部会公労使9名の委員の独立した協働関係の中で、鳥取県に最も適した最低賃金額を決定するには余計な影響は極力排除する必要がある。そのため、早期の審議・決定が求められるものとする。

以上のことから、本年度の結審目標日として8月8日と設定し、このことを第1回本専門部会（7月31日開催）において、本専門部会公労使9名の委員の合意事項とした。

（2）最低賃金に対する考え方

ア そもそも、最低賃金とは、古くは市民革命による社会変革によって、私的自治・契約自由の名の下に、強者たる資本家と弱者たる労働者が、不平等な雇用・労働契約を締結せざるを得なくなったことを原因とする貧富の差の是正のために導入されたものである。換言すれば、労働者の貴重な労働力を資本家に安く買い叩かれないために、私的自治・契約自由にその最下限値を設定することによって修正するためのものである。

実際、我が国においても近代市民法の大原則を体現した民法において私的自治・契約自由の原則は採用されており、民法第623条に「雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。」として、雇用契約についての規定を設けている。しかし、この雇用契約についてはどのような賃金額を設定しても自由に契約を結ぶこととなることから、労働者の貴重な労働力を資本家に安く買い叩かれる可能性は否めない。そこで、特別法として、最低賃金法を制定し、この雇用契約の自由における賃金額の下限値を定めること、つまり、雇用契約の自由に対して修正をかけることにより、資本家よりも弱い立場にあるといわれる労働者の生活を保障しようとしているのである。そして、この労働者の生活の保障については、日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」・同第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」といういわゆる生存権の保障に基づいて行われなければならない。このことは、最低賃金法第9条第3項の「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という部分に顕れている。

このように、最低賃金は、本来的には、絶対的強者である資本家と絶対的弱者である労働者との対立軸の中で設定され、労働者を如何に保護すべきかという観点から論じられるべきである。しかし、現在の使用者は、本来的な資本家とは異なり、絶対的な力を有しているとはいえ、特に、鳥取県においては、中小企業・小規模事業者がその大半を占めており、労働者と同様の弱い立場にあるといえる。

そのため、現在の最低賃金を考える際には、労働者対資本家という対立を主軸に置くのではなく、労働者と使用者との協働を主軸に置くべきと解する。また、本専門部会の審議においても労働者側委員・使用者側委員は対立関係ではなく、労働者側委員及び使用者側委員並

びに公益委員はともに鳥取県にふさわしい最低賃金額の決定を目指す仲間として、協働する関係であることは、本審議会の審議において重ねて申し上げているところである。

イ 多くの労働者からすれば賃金が上がるに越したことはないかもしれない。しかし、上げることにより使用者の経営を圧迫し、そのことにより経営の継続が不可能となれば、労働者がその貴重な労働力を提供する場を失うこととなる。そのことは、労働者・使用者共に生活の基盤を失うこととなる。つまり、最低賃金をただ上げさえすれば良いという議論は、労働者を保護するという意味の本来的な最低賃金制度の趣旨も、労働者と使用者の協働の中で考えていくという現在の最低賃金制度の趣旨も没却するものであるため、厳に慎むべきものである。本専門部会においては、持続可能な賃上げによる、労働者と使用者が共に豊かになる鳥取県に適した最低賃金の策定を目指すべきと考える。

ウ 最低賃金は、当然のことながら、労働者を雇用するすべての企業に適用されるものである。足下の各種物価上昇、特に、各種生活必需品の値上げ等を踏まえ、その引上げは、最賃額の近傍層の人をはじめとする県民各層の生活水準や消費者行動に直結する強いメッセージ性を帯びるものである。また、最低賃金額の引上げには企業にコスト増を伴うものであるが、経済活動をみた場合、中期的には人や未来に向けた投資であるともいえる。

企業による更なる生産性向上の取組及びそれを支援する助成金等各施策並びに企業間の取引慣行の見直し及びそれを促す各省庁の施策・取組が相まって、賃上げの環境が整えば、巡り巡って地域経済の活性化や地域間格差の解消につながるものと期待し得る。

エ もっとも、エネルギー価格をはじめとする原材料費の高騰は企業収益を圧迫しており、特に下請けの中小企業・小規模事業者等で原材料費の上昇分を製品価格に転嫁し切れていない等、賃上げ原資の確保が厳しい業種・規模の企業がある点には、より細心の注意を払うべきであり、そのことにより、持続可能な賃上げによる、労働者と使用者が共に豊かになる鳥取県に適した最低賃金の策定に資するものとする。

オ 最低賃金についての本来の趣旨を考えた場合、最低賃金を上げる目的は、(とりわけ賃金の低い)労働者の生活の安定はもちろんのこと、それによって労働力の質的向上・事業の公正な競争の確保・経済の健全な発展にあり、労働者だけでなく企業や社会全体のためにある点に改めて留意する必要がある(最低賃金法第1条の理解)。その上で、労働者の賃金を守る企業努力は、いずれ企業の成長や地域社会・経済の発展として還元されるものであることを鳥取地方最低賃金審議会委員及び鳥取県最低賃金専門部会委員全員で共有したいと考える。

これらの考えを背景として、今年度の最低賃金の改正は、今後、広く県民各層が前向きな行動に一步踏み出せるようなメッセージとなることを希望している。

(3) 目安額に対する受け止め方

ア そもそも、中央最低賃金審議会が示す目安額については、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ・令和5年全員協議会報告・令和7年度目安小委員会報告にもあるように、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを確認している。

とはいえ、中央最低賃金審議会において法令に則った適正な手続きを経た上で示されてい

る目安額であることから、たとえ中央最低賃金審議会において全会一致に至っていなくとも、正当に示された目安額であるとして尊重し、参酌しつつ議論を進めるべきである。

イ 目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないとのことから、本専門部会における最低賃金額の金額審議においては、当然、「目安額どおりの金額」・「目安額を超える金額」・「目安額を下回る金額」の策定が想定される。しかしながら、「目安額どおりの金額」・「目安額を超える金額」の策定に対して、「目安額を下回る金額」の策定については、たとえ法的拘束力がなくともより慎重な姿勢が必要となろう。というのも、中央最低賃金審議会が示す目安額は、これだけの金額の賃上げは最低でも必要であろうとして示されるものであろうし、実際、ここ数年の全国の地方最低賃金審議会における最低賃金額の策定状況を鑑みるに、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく超える最低賃金額を策定することはあっても、目安額を下回る最低賃金額を策定している都道府県は存在していない。

そのことから、中央最低賃金審議会が示した目安額を下回る最低賃金額を策定する場合には、①そもそも、中央最低賃金審議会が示した目安額について、明白かつ重大な手続き上の瑕疵が存在していること、または、②中央最低賃金審議会が示した目安額が鳥取県に限って不当な額となっており、その目安額を下回ることについて、緊急性・必要性・許容性が認められる特別な状況に置かれていることのいずれかの条件が認められる必要があると解する。

ウ 本年度の中央最低賃金審議会が示した目安額については、「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」の3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、真摯に議論を重ねられ、本年度は、物価の影響を充分考慮すべきという労使共通の認識から、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金近傍で働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視し、Cランクにおいては64円との目安額が示された。

エ 本年度の中央最低賃金審議会が示した目安額64円については、労使双方が賛成しないまま示されたことについて大変忸怩たる思いはあるものの、中央最低賃金審議会において法令に則った適正な手続きを経た上で示されたものであることから、公益委員としては、今年度も中央最低賃金審議会の示した目安額を尊重し、これを基礎として議論を進める姿勢は異ならず、この64円の目安額を尊重し、議論を進めたいと考える。

(4) 金額提示について

① 労働者側委員の示した金額提示について

労働者側委員が示した、現行の最低賃金額957円から130円引上げの1,087円について公益委員としての考え方を述べる。

ア 労働者側委員は、まず、第3回本専門部会（8月4日開催）において、連合リビングウェイジが指標としてあり、その金額を尊重したいと述べ、鳥取県の地域事情を考えると、本来であれば連合リビングウェイジ「自動車保有の場合」の金額1,440円を主張していきたいところであるが、現行の最低賃金957円から一気に1,440円となると、大きな差があることから、鳥取県として目指すべき水準として、1,440円を目指しつつ、今回は、現行の最低賃金額957円を163円引き上げる「自動車保有のない場合」の金額である1,120円が提示された。

次に、第6回本専門部会（8月7日開催）において、物価上昇を上回る賃上げが必要とし、

連合リビングウェイジを目指す姿勢を維持しつつ、歩み寄りを検討した結果、支払能力の指標を総合的に勘案し、現行の最低賃金額957円を143円引き上げる金額である1,100円が提示された。

また、第7回本専門部会（8月8日開催）において、物価上昇を上回る賃上げが必要として、連合リビングウェイジを目指す姿勢を維持しつつ、歩み寄りを検討した結果、支払能力指標のNo.1の高卒初任給の時給換算1,087円を適用し、現行の最低賃金額957円を130円引き上げる金額である1,087円が提示された。

以上のように、2度の歩み寄りにご協力いただいたことに大いに敬意を表したいと思うと同時に、労働者側委員が示した、現行の最低賃金額957円から130円引上げの1,087円について公益委員としての考え方を述べる。

イ 「労働者の生計費」については、最低賃金額が発効した昨年10月から今年の6月までの消費者物価指数の上昇率を根拠に、また、「賃金」については、現在の鳥取県最低賃金額957円水準での月額換算額と生活保護費との比較・本年度春闘の賃上げ率等を根拠に賃上げの必要性と提示額の妥当性を述べられており、公益委員としても大いに納得するところである。

ウ 一方で、「通常の事業の賃金支払能力」については、各種資料を勘案するところ、いまだ現在の最低賃金額である957円近傍において募集している使用者も多いことが見受けられることから、果たして労働者側委員が主張する程度の支払能力が確保されていると断定できるかについては多くの疑問が残るところである。

エ 以上のことから、労働者側委員の主張については、主張の根拠等に大いに納得する点多々あり、また、当初の1,120円との主張から、1,100円、最終的に1,087円と大きく歩み寄っていただいたのではあるが、まだ主張される提示額が高く、賛同するには至らなかった。

② 使用者側委員の示した金額提示について

ア 使用者側委員は、まず、第3回本専門部会（8月4日開催）において、賃金決定の原則を踏まえた最低賃金の見直しの根拠は2つであって、物価上昇に伴う実質的賃金の目減り部分の補填と安定した経営を前提とした安定した雇用の確保であり、これを前提に考えた場合、やはりベースになるものは消費者物価指数の総合だと理解しており、鳥取市の消費者物価指数総合を基準に考えると3.1%の上昇という数字が出ていることから、現行の最低賃金額957円を30円（ $=957 \times 3.1\%$ ）引き上げる金額である987円が提示された。

次に、第5回本専門部会（8月6日開催）において、春闘は当事者である労使が双方の実情を踏まえた協議を重ねて最終的に形成されるものであり、合意結果については、両者の実態をかなり反映されていると理解しており、連合鳥取が公表している2025年春闘の最終集計結果の賃上げ率4.62%という数値を用い、現行の最低賃金額957円を45円（ $=957 \times 4.62\%$ ）引き上げる金額である1,002円が提示された。

以上のように、1度の歩み寄りにご協力いただいたことに敬意を表したいと思うと同時に、使用者側委員が示した、現行の最低賃金額957円から45円引上げの1,002円について公益委員としての考え方を述べる。

イ 賃金見直しの目的は、「物価上昇に伴う実質的賃金の目減り部分の補填」と「安定した経営

を前提とした、「安定した雇用の確保」の2点であるとの主張には大いに納得でき、また、春闘は当事者である労使が双方の実情を踏まえた協議を重ね形成されるものとの主張も大いに納得できるものである。そして、鳥取県内の経済状況において、企業倒産件数は38件で8年ぶりに30件超となり、休廃業・解散した企業は過去5年で最も多い329件となったことについては、倒産や休廃業などの原因は様々であるとしても大きな不安要素であることには変わりはない。

ウ 一方で、使用者側が最終的に提示する1,002円は、中央最低賃金審議会において示された目安額64円を下回る引上げ額45円である。確かに、本年度の目安額は、労使双方が賛成しないまま示されたものではある。

しかし、この目安額は、中央最低賃金審議会において法令に則った適正な手続きを経た上で示されたものである。本専門部会は、審議にあたっては、目安ありきの審議はしないまでも、目安に敬意を表し、尊重する旨を確認している。この尊重するとは、目安はあくまでも単なる目安であるとして、なかったとしても審議を進めることは可能であるが、結審をする段階においてはある程度常識の範囲内の近い金額での決定を意味するものと思われる。しかしながら、使用者側委員が提示される引き上げ額45円と目安額64円の間には、19円という大きな乖離が生じており、この乖離は、令和7年時点において常識の範囲を逸脱していることから、容認することはできない。

また、昨日8月7日時点で5つの都県（東京都・千葉県・栃木県・長野県・新潟県）において、この目安額を基準として、令和7年度の最低賃金額の審議を終了しており、この目安額についての違法・不当を訴えることなく結審していることから、目安額自体に明白かつ重大な手続上の瑕疵が存在しているとはいえない。また、各種資料等を勘案するところ、この目安額64円が、鳥取県に限って不当な額となっており、その目安額を下回ることについて、「緊急性」・「必要性」・「許容性」が認められる特別な状況に置かれていることが認められるといえるだけの根拠もないことから、使用者側委員の示した45円という目安で示された額64円を下回る賃上げ額を容認することはできない。

エ 以上のことから、使用者側委員の主張については、主張された懸念事項について共感・共有するものであり、また、当初の987円との主張から1,002円へと歩み寄っていただいたのではあるが、中央最低審議会において示された目安額64円を下回る賃金引上げ額45円は容認することができず、賛同するには至らなかった。

③ 公益委員としての金額提示について

以上、労働者側委員・使用者側委員の金額の提示及びその金額の基礎となった根拠を総合的に勘案し、公益委員としての金額を提示したい。

先述したように、鳥取県においても、「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」の法定の3要素を基礎としつつ、中央最低賃金審議会において示された目安額を尊重し、鳥取県において最も適切かつ、鳥取県で働く人たちが納得できる金額に決定する必要がある。

ア 「労働者の生計費」については、鳥取市において、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年の6月までの消費者物価指数が「総合」で対前年比3.39%上昇している。

また、「1か月に1回程度購入」する品目については、前年同期の平均1.1%から平均6.

7%と大幅に高くなっていることも考慮すべきである、との労働者側委員の主張は妥当であり、容認できる。

イ 「賃金」についても、現在の鳥取県最低賃金（957円）の水準では、月額換算150,823円（可処分所得の月額換算121,714円）であり、生活保護費（生活保護の自動計算サイトで試算：鳥取市104,430円・倉吉市104,080円・米子市104,080円・境港市104,080円）の水準に近い状況となっており、また、連合リビングウェイ2024（最低限必要な賃金水準）では、鳥取県は時間単価1,120円（月額換算176,512円）であり、この水準を必達水準とすべきである、との労働者側委員の主張は妥当であり、容認できる。

ウ 「通常の事業の賃金支払能力」については、すべての業種を網羅的且つ公平・公正に評価できる明確な指標となるものは存在しないが、2024年の鳥取県内の経済状況を振り返ると、企業倒産件数は38件で8年ぶりに30件超となり、休廃業・解散した企業は過去5年で最も多い329件となったことは、物価高騰に加え人件費総額の上昇とそれらの「価格転嫁の難しさ」が原因となっている可能性を否定できず、加えて、一般論としてパート従業員など非正規社員を多数雇用する事業者は、通常の賃金の支払能力が脆弱な企業が多く、逆に余力のある事業者は最低賃金近傍で雇用される従業員が少ないことを見過ごすことはできず、県内で必死に経済を支える事業者にもセーフティネットがあるとした場合、最低賃金の上昇は「通常の事業の賃金支払能力」が弱い事業者ほどダメージが大きくなる現実を充分考慮する必要がある、との使用者側委員の主張は傾聴に値するものであり、妥当であり、大いに容認できる。

エ 中央最低賃金審議会において示された目安額については、労使の意見が一致せず目安を定めるに至らなかったことについて大変忸怩たる思いはあるものの、中央最低賃金審議会において法令に則った適正な手続きを経た上で示されたものであることから尊重するものである。

ゆえに、賃金引上げ額64円またはそれを超える金額に決定することはあり得るが、それを下回る金額に決定することについては、本年度については容認できないものと解する。ゆえに、使用者側委員が提示する現行最低賃金額957円を45円引き上げる1,002円については妥当な金額とはいえない。

また、目安を尊重する以上は目安額から常識の範囲を超えた乖離は許されないものと解することから、労働者側委員が提示する現行の最低賃金額957円を130円引き上げる金額である1,087円については妥当な金額とはいえない。

オ 以上のことから、大幅な最低賃金の引上げの必要性が認められる一方で、使用者の経営については労働者の働く場を護るため、使用者がどこまでの賃上げを許容し得るかという許容性の問題との均衡を図る必要があるといえる。このような観点から、労働者側委員の主張する大幅な最低賃金の必要性から算出された引上げ額130円と、使用者側委員の主張する賃金引上げの許容性から算出された引上げ額45円との中央値である88円を基準として、使用者側委員と公益委員との懸念事項の共有を根拠に、使用者の経営及び労働者の働く場を絶対に護らなければならないという観点から、本来であれば、中央値をそのまま適用すると現行の最低賃金額957円を88円引き上げる金額である1,045円ではあるが、様々な指標

を総合的に勘案して、使用者側の窮状への理解を表明する意味から、ここから15円分を大幅に差し引くことによって、現行の最低賃金額957円を73円引き上げる1,030円を本年度の鳥取県最低賃金額とすることを提示することとした。

(5) 結論

現行の最低賃金額957円を73円引き上げる1,030円を本年度の鳥取県最低賃金額とすることを提示する。

なお、本提示内容及び提示額については、令和7年8月7日及び8日に緊急召集した2回の鳥取地方最低賃金審議会公益委員会議において公益委員の全会一致をもって決定したことを申し添える。

以 上

令和7年8月8日

鳥取地方最低賃金審議会・鳥取県最低賃金専門部会 公益委員

文責・審議会会長兼部会長	佐藤 匡
審議会委員兼部会長代理	中野 聡
審議会委員兼部会委員	石川 真澄
審議会委員	道前 緑
審議会委員	木原 奈穂子